

# 令和8年度小千谷市立小千谷中学校上ノ山分校 いじめ防止基本方針

## はじめに

本校の「いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という）は、国の「いじめ防止対策推進法」や県の「いじめ等の対策に関する条例」に則り、「未然防止」「確実な実態把握」「即時対応」を柱とし、事後の適切な対応と継続指導を含めた、いじめの防止並びに発生時における即時解消、事後処置に向けて、組織的、継続的に取り組むための方針である。

## 1 いじめ及びいじめ類似行為の定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条で、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係※<sub>1</sub>にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※<sub>2</sub>を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる生徒の立場に立って判断する。また、いじめは多くの態様※<sub>3</sub>があることから、いじめに該当するか否かを判断する際は「心身の苦痛を感じるもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

いじめ類似行為とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている※<sub>4</sub>。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

※3 具体的ないじめの態様の例：「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」、「金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」等

※4 具体的ないじめ類似行為の例：「インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいる」ような場合など

（※1～※3は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による。※4は「県の基本方針」による。）

## 2 いじめ防止のための手立て

### (1) 未然防止

- ア 一人一人の実態に応じた「分かる授業」の実施
- イ ふれあいタイム、フィールドタイムを通じた対人関係能力、社会性等の育成
- ウ 保護者との連携（面談等を通しての情報提供・共有・啓発）
- エ いじめの未然防止、早期発見のための職員研修の実施

### (2) いじめに関する確実な実態把握

- ア 定期的な生活アンケートの実施（原則、月1回）
- イ 教育相談の充実
- ウ 朝の「心の健康観察」による見とり
- エ 日常生活の見とりと毎日の情報共有
- オ 生徒（保護者）からの情報の受け止め、真摯な受け止めと丁寧な対応

## 3 即時対応の組織（「校内いじめ防止・対策委員会」について）

的確な実態把握から、迅速かつ適切な初期対応の協議、決定

### (1) 組織

生徒指導主事、管理職をはじめとして、全教職員及びスクールカウンセラーで組織する。  
また、必要に応じて、市教育委員会、その他、必要と判断する者で構成する。

### (2) 目的

- ・広い視野でいじめに対する情報収集に努めるように、職員の意識高揚を図る主体となる。
- ・いじめ事案の早期発見、実態把握（事実確認）、即時対応、経過観察等、いじめに関する全ての対応の中心的な役割を担う。

### (3) 取組

- ・いじめの兆候、いじめに発展しそうな事案が疑われた時点で、即時委員会を開催し、情報収集、確認を始めとした全ての対応の流れを確認する。
- ・必要に応じて、警察等への連絡、相談やマスコミ対応を協議する。
- ・対応の進捗状況を確認する。特に加害、被害両者（生徒）の訴えの受け止めとその保護者の訴えや心情の受け止めや反応を共有する。なお、精神的なケアを怠らないように十分な配慮をするように対応する職員に指導、助言する。
- ・経過（事実）と所見の記録（時系列）を指示し、協議時の確認事項とする。
- ・その他、生徒指導主事、管理職が必要とする取組事項を行う。

### (4) いじめ解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。なお、いじめ類似行為にあっては、以下の①により解消を判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

#### 4 重大事態への対応

「校内いじめ防止・対策委員会」の他に、学校、または設置者（市教育委員会）に「調査委員会」を開催しなければならない場合

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合や、器物（個人の財産及び公共物）破損、他者の殺傷をほのめかす状況があった場合）
- ・「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安とし、ある期間連続して欠席している（した）場合：迅速に着手）

市教育委員会へいじめ事案を報告し、上記ケースに当てはまるとされた場合は、公平中立な調査組織を学校または市教育委員会に設置するよう依頼し、当該いじめに関する調査にあてるものとする。

#### 5 その他

- （1）いじめの認知を市教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等、緊密に連携する。
- （2）いじめ防止に関わる保護者の責務、生徒の役割についての啓発を行う。
- （3）この「基本方針」は、適宜見直しを図り、より実効性の高いものに改善する。

#### おわりに

いじめが起きてからの対応に終始するのではなく、まずは「未然防止」のための手立てに全教職員が真摯に取り組む。万が一事案が発生した際には、客観的事実に基づき正確な状況把握を行い、毅然とした指導を含む迅速な対応を徹底する。その過程において、当該生徒や保護者はもとより、傍観者等を含めた周囲の心情に対しても十分に配慮する。

すべての生徒、保護者の幸せのために、確固たる信念をもって「いじめ防止対策および発生時の対応」に全力を尽くす。